

議員提出議案第 1 号

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 19 日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	矢 田 松 夫
賛成者	山陽小野田市議会議員	大 井 淳 一 朗
	〃	山陽小野田市議会議員 笹 木 慶 之
	〃	山陽小野田市議会議員 奥 良 秀
	〃	山陽小野田市議会議員 河 野 朋 子
	〃	山陽小野田市議会議員 高 松 秀 樹

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例

山陽小野田市議会委員会条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 209 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「総合政策部」を「企画部」に、「文化・スポーツ振興
部」を「地域振興部」に改め、同項第 2 号中「市民生活部」を「市民部」に、
「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同項第 3 号中「産業振興部」を「経済部」
に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p><u>企画部</u>の所管に属する事項</p> <p><u>地域振興部</u>の所管に属する事項</p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p>大学推進室の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2) 民生福祉常任委員会 7人</p> <p><u>市民部</u>の所管に属する事項</p> <p><u>福祉部</u>の所管に属する事項</p> <p>病院局の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p><u>総合政策部</u>の所管に属する事項</p> <p><u>文化・スポーツ振興部</u>の所管に属する事項</p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p>大学推進室の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2) 民生福祉常任委員会 7人</p> <p><u>市民生活部</u>の所管に属する事項</p> <p><u>健康福祉部</u>の所管に属する事項</p> <p>病院局の所管に属する事項</p>

(3) 産業建設常任委員会 7人

経済部の所管に属する事項

建設部の所管に属する事項

水道局の所管に属する事項

農業委員会の所管に属する事項

(4) (略)

(3) 産業建設常任委員会 7人

産業振興部の所管に属する事項

建設部の所管に属する事項

水道局の所管に属する事項

農業委員会の所管に属する事項

(4) (略)